

海外経済要録

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備率の一部を引下げ

連邦準備制度理事会は10月15日、加盟銀行の期間4年以上の定期預金に対する支払準備率を3%から1%に引き下げることとし、10月30日～11月5日の準備積立て週(対象預金の計算期間は10月16日～22日週)から実施する旨を発表した。ただし、定期性預金全体に対する平均的な準備率は、各行とも法定(注)の下限である3%を下回することは認められないとされている。

本措置の趣旨につき同理事会では、「主として銀行の負債構造の長期化を意図したものであるが、銀行の準備金に対する季節的な需要増加に対処するのに役立つとともに、量的金融指標のモダレートな増加を促進することにもなる」と説明している。なお、本措置に伴う所要準備額軽減額は約350百万ドルと見込まれている。

(注) 連邦準備法第19条(b)項は、連邦準備制度理事会に対して要求払預金以外の預金に対する支払準備率を下限3%、上限10%の範囲内で決定する権限を付与している。

米国の支払準備率(定期性預金分)

(単位・%)

	新準備率	旧準備率
貯蓄預金	3.0	3.0
定期預金		
期間 180 日未満		
残高 5 百万ドル以下	3.0	3.0
5 百万ドル超	6.0	6.0
期間 180 日以上	3.0	} 3.0
期間 4 年以上	1.0	

◇米国、対ソ連穀物供給協定を締結

米国政府は10月20日、ソ連政府との間で5年間にわたる穀物の長期供給協定を締結した旨を発表した。主要内容は以下のとおり。

- (1) ソ連政府は76年10月1日以降、下記(3)の場合を除き米国から年間最低6百万トンの小麦およびトウモロコシ(両者はほぼ同量ずつ)を購入する義務を負い、一方、米国政府は民間業者の売却を促進する義務を負う。
- (2) ソ連政府は、米国内の穀物供給が年間225百万トンを下回ると米国政府により判断されないかぎり、米国政府との協議を要することなく、上記6百万トンのほ

かに年間2百万トンまで買付け量を増加させることができる。

- (3) 一方、米国政府は、米国内の穀物供給が年間225百万トンを下回ると判断した場合には、ソ連に対する売却量を減少させることができる。
- (4) ソ連政府が8百万トンを超えて買付けを望む場合、または米国政府が8百万トンを超えて売却を希望する場合には、相手国に通告し、合意に達するよう協議する。
- (5) ソ連政府は、米国から購入する穀物がすべてソ連国内の消費用に供給されることを保証するとともに、買付けにあたっては年間を通じできるかぎり、均等なペースで行うよう努力する。
- (6) 協定に基づく売買価格は、その時点の市場相場とし、通常の商業取引に準ずる。
- (7) 協定期間中、米国政府は行政権の裁量において輸出規制など差別的措置をとらない。
- (8) 本協定は、相互に合意して期間延長がなされないかぎり、81年9月30日まで有効とする。

欧州およびアフリカ諸国

◇EC農相理事会、グリーン・ポンドの切下げを決定

1. EC農相理事会は10月14日、グリーン・ポンド(域内農産物取引に適用される英ポンドおよびアイルランド・ポンド)を欧州計算単位(UC)に対しそれぞれ5.80%、2.22%切り下げることを選定した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

英ポンド 1 UC = 0.5258ポンド(0.5582)
アイルランド・ポンド 1 UC = 0.5452ポンド(0.5576)

切下げ実施の時期は品目により段階的に定められており、①穀物、牛肉以外の農産物は10月27日、②軟質小麦以外の穀物は11月3日、③牛肉は76年1月5日、④軟質小麦は同1月7日とされている。

2. 今次措置は、前回グリーン・ポンド切下げ(本年7月22日決定、8月号「要録」参照)以降も、為替市場においてポンド相場が引き続き下落し、ポンドの実勢レートに比しグリーン・ポンドが11%方割高となったことから、これを実勢に近づけるために決定されたものである。

◇英国政府、インフレ会計問題検討委員会の報告書を公表

1. 英国政府は9月4日、さる6月政府に提出されたインフレ会計問題検討委員会(Inflation Accounting Committee. 委員長 F.E.P. Sandilands)の報告書(略称

Sandilands Report)を公表した。同委員会は74年1月、前保守党政府により、「インフレが企業の収益・流動性等に及ぼす影響をどのように企業会計に反映させるか」を検討する目的で設置されたものである。今回公表された報告書では、「企業会計基準を従来の取得原価方式(historic cost accounting)から時価方式(current cost accounting)に改めるべきである」ことが結論づけられており、政府に対し、(1)本方式の実施を監視するための運営委員会(Steering Group)を設置すること、(2)租税制度も再検討し、新しい会計基準の採用に伴い必要となる改正を行うこと等を提言している。

2. 上記報告書の論旨はおおむね次のとおりである。

(1) インフレの進行によって資産の貨幣表示価格(monetary value)がその取得価格を上回る場合には、取得原価方式による減価償却は当該事業年度に減価したとみなされる資産価額を十分に反映したものとはならず、とくに、持続的に高進するインフレ下ではその有効性が著しく損われる。

(2) またこれを補完するものとして職業会計士団体が提言した一般購買力指数方式(註)(Current Purchasing Power Method、称略 CPP 法)についても、インフレの影響の企業差を完全には除去しえないことが多い。

(註) 本方式は73年1月、イングランドおよびアイルランド職業会計人諸団体によって構成される「会計原則審議会」によって提案されたものであり、貨幣の一般購買力の指標(小売物価指数)により取得原価ベースの価額を修正する方法。

(3) 結論としては、会計基準を時価方式(current cost accounting)に改める必要がある。本方式による会計処理要領は以下のとおり。

イ、決算時点における資産の事業価額(value to the business)を計算の基礎とする。この事業価額とは、企業が当該資産を失うことによってこうむる損失であり、一般的には資産の取替費用(current replacement cost)に等しくなる(この事業価額の評価に資するため政府統計局は特定産業別に設備・機械の資本支出指数を作成する)。

ロ、当期利益(profit)は、売上高からその売上げのために消費した資産の事業価額を控除した営業利得(いわゆる operating gains)とし、在庫評価益のような保有利得(holding gains)は除外する。

ハ、なお、本方式に基づく財務諸表の公表に際しては、従来の取得原価方式による資産の簿価や減価償却等についても別途補足表で表示する。

3. なお、本報告書を公表するにあたり通商省は、「政府としてもインフレ会計の必要性には関心がある。現在のところ本報告書を研究・検討している段階であるが、

各方面の意見を聴取のうえ、次期国会で公式見解を明らかにしたい」と述べた。他方リチャードソン英蘭銀行総裁は「Sandilands Committee の提言は広範に討議されようし、また部分的留保すべき点がないともいえない」と指摘しつつも、「これによって企業の財務ポジションを評価する基準が改善されることは疑いない」と積極的評価を与えている(10月16日ロンドン市長主催晩さん会演説において)。

◇英国政府、株式発行規制を実施

英国政府は10月20日、企業が増資を行う際に、(1)その株式発行価格を市場価格比25%以上ディスカウントし、かつ(2)増資後の1株当たり配当率(表面)を前水準に据え置くような場合は、大蔵省の同意(consent)を要するとの規制措置を発表した(同日 mid-night より実施)。

本措置に関し大蔵省は、「株式発行による資金調達そのものを抑制することにねらいがあるのではなく、発行価格を大幅に引き下げることにより実質的に高率の配当が行われるようないわば配当規制(註)の抜け道を防ぐためのものである」と説明している。

(註) 現在、配当を最大限前年比10%増に抑えろとの規制が実施されている(8月号「要録」参照)。

◇ブンデスバンク、本年3回目の10日間期限付手形再割引を実施

ブンデスバンクは、10日間期限付手形再割引を10月21日以降実施した。これは本年第3回目(第1回目7月23~31日、第2回目8月29日~10月6日)のものである。本措置は、法人税、年金支払いなどによる短期資金市場の一時的ひっ迫に対処したものとみられている(翌日ものコール・レート……10月上中旬平均3.25%、20日3.5%)。

◇ブンデスバンク、国債買支えを停止

1. ブンデスバンクは10月23日、国債買支えの停止を発表した。同行は7月末以降、財政収支赤字幅拡大に伴う金利先高感から、債券市場の地合いが著しく悪化したことにより、巨額の国債買支えを余儀なくされていたものである(7月末から10月22日までに総額77億マルクと伝えられる)。

2. 本措置につき同行は、要旨以下のようなプレス・コミュニケを発表した。

「金融機関の自由流動性準備額はこのところ急増(7月末比66億マルク増加)し170億マルクにも達しており、この巨額な潜在信用創造力は先行きに予想される民間、財

政部門の資金需要を十分にみたしうるものである。したがってブンデスバンクとしては従来のような債券買入れを続ける必要はないとみている。

3. なお、国債買支え停止後の債券市場は、国債を中心にやや強含んだ(全債券平均利回り6%もの10月1~22日8.63%→23~31日8.69%)ものの総じて安定的に推移している。

◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

1. 西ドイツの5大経済研究所は10月20日、恒例(春秋2回)の共同景気見通し等を発表した。これによれば西ドイツ経済は明76年に顕著な景気上昇局面を迎えると思込まれている。ただしそのためには、名目賃金上昇率が物価上昇率の範囲内にとどめられ、それにより企業の収益好転と実物投資積極化がもたらされることが必要前提とされている。

その要旨は次のとおり。

(1) 西ドイツ経済の現状と見通し

イ. 本年の実質経済成長率は、輸出、設備投資の予想以上の落込みを主因に、春の予測(0~+1%)を大きく下回る見込み(-4%)である。

ロ. しかし、今後を展望するとこれまでに政府が採ってきた景気刺激策の効果顕現や海外経済環境の好転により、景気は近い将来上昇に転じ、明76年の実質成長率は4%と予測される。

もっとも景気の本格的回復は実物投資の持続的上昇を前提とするものであり、それも結局は名目賃金上昇率が物価上昇率以下におさまり、企業収益が好転するとの見方によっている。この間、輸出は漸次回復のテンポを強めると期待され、さらに停滞ぎみの個人消費も来年後半にはかなりの角度で上向こう。

ハ. しかし雇用情勢は、来年夏ごろまで好転の見込みはなく、76年の平均失業者数も本年並みの高水準を続けよう。

ニ. 一方、物価は需要の回復にもかかわらず供給余力がなお大きいため、76年中も引き続き着きぎみに推移しよう。ただし、本年末には公共料金上げや食料品の値上がり予想され、これが土台となるため76年の平均消費者物価(個人消費デフレーター)上昇率を5.5%より低い水準に抑えることは困難である。

(2) 政策提言等

イ. 今後の経済政策は、現下の景気情勢にかんがみ、当面需要喚起および雇用促進の側面を重視すべきで

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質、前年比伸び率・%)

	1974年 (実績)	1975年 実績 (見込み)	1976年 (予測)		
			上半期	下半期	
G N P	0.4	- 4	4	2.5	5
個人消費	0.2	1.5	2	0.5	3.5
政府支出	4.7	2.5	1.5	2	1
固定資本形成	- 8.1	- 8.5	2	0	3.5
うち 機械設備	- 7.9	- 5	3	4	2.5
建物	- 8.3	- 11.5	0.5	4.5	4.5
輸出	13.3	- 9	7.5	5.5	9.5
輸入	4.8	0.5	7.5	6	8.5
GNP デフレーター	6.8	8	4.5	4.5	4
個人消費デフレーター	7.3	6	5.5	6	5

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin
(Institut für Konjunkturforschung)

HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
IfO-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut für Weltwirtschaft an der Universität, Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen.

あるが、中・長期的な展望に立てばインフレ問題を解消していくために、財政赤字を削減していく方向で運営されなければならない。そのためには、財政、金融、賃金政策等が調和的に運営されることが望ましい。

ロ. 財政政策については、財政収支の赤字幅を先ごろ策定した中期財政計画以上に拡大しないよう抑制ぎみの運営が必要である。したがって、昨年末から本年央にかけて適用された投資プレミアム制度や8月決定の追加財政措置等の景気刺激効果が、来年前半にかけてある程度顕現化してこようが、年度としてみると財政支出の景気浮揚効果がかなり減殺されてもやむをえない。

ハ. 金融政策面では、当面中央銀行通貨の伸び率を当初目標(8%)どおり堅持するとともに、来年の目標伸び率を早い機会に公表すべきである。とくに最近では一般に、来年も本年以上の財政赤字が見込まれるとして、この財政部門および民間部門との間に資金調達上の競合が生じるとの懸念が強まっているだけに、これがある程度心理面で好ましい効果をもつと考えられる。

(3) 世界景気の現状と見通し

イ. 今次不況は各国において戦後最大の規模となったが、米国、日本ではすでに景気が上昇局面に入っ

おり、西欧諸国の景気も底ばいからまもなく回復に向かうとみられる。このように76年には、先進工業国の景気回復が本格化し実質経済成長率も4.5%(75年-2.5%)程度となる見込みである。

ロ。これに伴い76年の世界貿易の伸びは5~6%(75年-7%)に達しよう。ただしこれまで改善をみてきた先進工業国の経常収支は、国内需要の回復に伴い輸入が先行し、また石油等原材料の価格が持続的に上昇するとみられることから再び悪化に向かう見通しである。

2. なお上記見通しに対し、政府は「景気回復のパターンは政府の見方と一致している」(フリーデリクス経済相)としているほか、財界でも「今冬の賃金改訂交渉で賃上げが小幅なものにとどめられることを前提とするかぎり、おおむね現実的見通し」(全独商工会議所)と総じて好意的な評価が多い。もっとも野党(CDU)は、「本見通しが、失業者数は来年も高水準に推移するとみている点からも、必ずしも順調な景気回復を予想したものとはいえず、したがって一般に楽観的な受け取め方が多い点を戒めるべきである」とのコメントを行っている。

◇フランス、物価対策の延長、強化を決定

1. フランス政府は9月25日、同月末に期限切れとなる工業製品生産者価格規制(注)を明76年3月末まで6か月間延長することを決定した。

(注) 現行工業製品生産者価格規制は、「年間価格管理計画制度(programmation contrôlée annuelle des prix、73年5月導入)」に基づくもので、同制度導入以来継続的に行われてきた。これによれば、各業界または個別企業が政府との間に一定期間の製品価格上昇率につき上限(物価官報に公表される)を定めこれを遵守する旨の協定を締結し、協定違反の場合には企業名公表などの制裁措置が加えられることとなっている(73年6月号および74年11月号「要録」参照)。

2. さらに政府は10月29日の閣議において、次のような物価上昇抑制措置を決定した。

(1) 商業マージン(注)の最高限度設定対象品目を拡大する(従来の一部食料品等14品目から、繊維製品、家具、薬品、雑貨等約50品目に拡大)。なお、個別品目の商業マージン上限は、最終的には関係業界代表と政府との間の契約(convention)に基づいて決定することとし、11月15日までに同契約の締結を完了する。

なお、上記対象品目の当否にかかわらず、総ての小売段階の商業マージンを最近時水準に据え置くよう業界の協力を求める。

(2) ただし、生産者および流通業者が「76年5月15日までの期間について販売価格を維持する」旨の価格安定協定を政府との間で自主的に締結する場合には、当該

業界に対して上記工業製品生産者価格規制および、商業マージン規制の適用を除外する。

(注) 仕入れ原価(付加価値税を差し引いたもの)に対する販売価格(付加価値税込み)の倍率(coefficient multiplicateur)。

3. これらの措置は、フランスのインフレ率が米国、西ドイツ等に比べ依然高水準にあるうえ、最近インフレ再燃の兆しもみられる状況にかんがみ決定されたものとみられている(詳細は「国別動向」参照)。

◇イタリア、中期経済開発計画の大綱を発表

1. イタリア政府は10月10日、経済成長の達成、完全雇用の実現および南イタリア開発の促進等を目的とする中期経済開発計画の大綱を発表した。今次計画の概要は以下のとおり。

(1) エネルギー確保策…今後に予想される電力需要の増加に対処するため、国有電力公社(Ente Nazionale per l'Energia Elettrica、略称 ENEL)の火力および原子力発電所増設を促進する。総投資額は8兆5,000億リラとし、うち2兆リラは政府の対 ENEL 出資増額により、また残額6兆5,000億リラは ENEL が債券発行により市中から調達する。

(2) 住宅建設促進策…「住宅建設3か年(1977~79年)計画」を新規に作成し、それとの関連で公共住宅建設資金および民間住宅建設向け融資に対する利子補給等に2兆7,650億リラを支出する。

(3) 南イタリア開発促進策…南イタリアにおける雇用手会の拡大、所得増大を実現するため総額15兆リラの「新南イタリア開発計画」を作成、実施する。

(4) 研究開発振興策…政府は今後3年間にわたり研究開発投資に8,000億リラを支出する。

2. イタリアでは、9月下旬から金属、機械等主要産業の労働協約改訂交渉(3年ごとに実施)が開始されており、今次措置は政府がこれを円滑に進めるために発表したとの受けとめ方が多い。すなわち、経営者側および政府は企業の投資促進のため賃上げ抑制を主張しているのに対し、イタリア労働総同盟等3大労組は、政府の賃上げに関するガイド・ライン(76年中の賃金上昇率を10%以内に抑えること)の受入れを拒否するなど対決色を強めつつある。政府はこうした情勢をながめ、かねて3大労組が要求していた雇用確保および南イタリア開発促進策等に配慮して今次大綱を発表したものとみられている。

◇イタリア、ソ連に対する借款供与協定を締結

1. イタリア政府は10月27日、ソ連との間で同国に対し

イタリア製重工業プラントの購入資金として総額9億ドルの借金を供与する協定を締結した。本借金の供与条件は未詳であるが、「金利7.55%、償還期間8年」と一般に伝えられている。

2. 今次協定締結につき、デ・ミータ外国貿易相は「本借金の供与はイタリア、ソ連両国間の貿易関係をいつそう緊密化するとともに、イタリアの輸出を拡大し、ひいては景気回復にも寄与することとなろう」旨コメントしている。

◇スイス、第5次公定歩合引下げ等を決定

1. スイス中央銀行は10月28日、公定歩合を3.5%から3.0%へ、ロンバード(債券担保)貸付利率を4.5%から4.0%へ、それぞれ0.5%引き下げ、翌29日から実施する旨決定した。これにより今回緩和期の通算低下幅は、公定歩合が2.5%、ロンバード利率が2.0%となった。

同行によれば、「今次引下げは主として最近におけるスイス・フランの強調に対処したものである」と説明されている。

2. また同行は、上記決定と同時に次の2措置を決定、発表した。

(1) 本年5月から実施している輸出産業に対する低利融資制度(注)(期限10月末)を来年4月末まで延長。

(注) スイス中央銀行が不振の輸出産業を金融面からバックアップするため、輸出産業振出しの手形(期間3ヵ月)を公定歩合の1%引き以下で再割引するもの。ただし本手形持込銀行は、スイス中央銀行との紳士協定に基づき、当該輸出企業に低利率(公定歩合の2.5%高以下)で融資することが条件。

(2) 非居住者に対するスイス・フランの先物売り制限(2月号「要録」参照)を強化し、期間10日間を超える先物売り残高を来年1月末までの間に昨74年10月末の残高比60%に圧縮(従来は70%、10日以内の期近もの残高については50%で従来と変わらず)。

◇スイス、先物為替市場への介入に関し、中央銀行法の改正を提案

1. スイス連邦政府は9月26日、議会にスイス中央銀行法改正法案を上程した。法案に盛り込まれた改正点は、スイス中央銀行に対して先物為替市場への介入権限を付与することにある。

2. 法案提出の経緯、背景等は次のとおり。

現行のスイス中央銀行法によれば、同行は直物市場に介入する権限は有する(14条3項)ものの、先物市場における介入についての規定がなく、従来は「緊急連邦決議」により71年6月25日から5年間の期限付きで暫定的に権限が与えられていた。今回の提案は、本年初来のスイ

ス・フランの大幅フロート・アップ等、引き続き不安定な通貨情勢にかんがみ、介入権限の永続化を目的としたものと一般的にみられている。

◇スイス、取引高税の引上げを実施

1. スイス政府は10月1日、取引高税(スイス連邦歳入の約3割を占める)の引上げ(卸売6.6→8.4%、小売4.4→5.6%)を実施した。これにより年間約5億スイス・フランの歳入増が見込まれているが、同税は四半期ごとに申告・納付されるため、本年度(暦年ベース)の歳入増にはつながらない。

2. 本措置の成立経路は次のとおりである。すなわち、取引高税の引上げは、そもそも昨74年10月、75年度以降に予想される大幅な連邦財政赤字の是正を目的に法案としてまとめられたものであり、議会において可決されたが、同12月の国民投票では過半数の賛成を得られず不成立となった。

このため政府は当初計画(卸売は6.6→9%、小売は4.4→6%)よりも引上げ幅を若干抑えた修正提案を示し、さる6月の国民投票において決定をみたものである。

◇スイス、総選挙を実施

1. スイスは10月26日、国民議会(下院)議員選挙(定数200人)を実施した。この結果、連立与党を構成する急進民主党、社会民主党、キリスト教民主党、スイス人民党の4党が前回(71年)を7議席上回る169議席の確保に成功し、とくに社会民主党は9議席ふやして連立与党中第1党に進出した(これまでは急進民主党に次ぐ第2党)。

2. 党派別議席数は次のとおり(カッコ内は得票率・%)。

	前回(71年)	今回(75年)
社会民主党	46 (22.9)	55 (25.1)
急進民主党	49 (21.7)	47 (22.6)
キリスト教民主党	44 (20.6)	46 (20.8)
スイス人民党	23 (11.1)	21 (10.4)
独立党	13 (7.6)	11 (6.2)
自由民主党	6 (2.2)	6 (2.3)
諸派	19 (13.9)	14 (12.6)
合計	200 (100)	200 (100)

◇オランダ政府、企業金融助成措置を発表

オランダ政府は9月15日、国立投資銀行(Nationale Investerings bank)(注)を通じ企業向けに総額5億ギル

ダーの中期債券劣後融資(subordinated loan)を実行する旨を発表した。本措置は、政府が債務保証を行うもので悪化などから困難化している企業の資金調達を助成するために採られたものである。

(注) 同行は、政府と主要市中銀行の共同出資によって設立されたもので、国内産業向け設備投資金融および海外投資金融(含発展途上国向け援助関連)等の業務を行っている。

◇フィンランド、金融引締め措置を実施

1. フィンランド銀行は9月末、商業銀行に対する信用割当て額を3億マルカ減額して25億マルカとし、10月1日から実施する旨を発表した。

また同行は、民間による投資資金調達のため長期対外借入計画に対し従来以上に厳密に扱うこととし必要に応じ、計画延期あるいは取やめ等の措置を採る意向のあることを表明した。

2. なお本措置についてマウノ・コイビスト同行総裁は、「失業および企業倒産が増大している現状に照らせば、明らかに矛盾したものと印象を与えようが、貿易収支の赤字が昨年実績(50.4億マルカ)を大幅に上回り年率80億マルカにも達するとみられるほか、長期対外借入が年初来、本年6月までの間に112億マルカと巨額化していることにかんがみ実施したものである」と説明している。

◇フィンランド、自動車等の輸入規制策を導入

フィンランド政府は10月、自動車およびオートバイに関する輸入規制策を発表した。

これによれば、特別自動車税を新たに設定し、上記自動車等の輸入価格(C I F 建て)の一定割合を明76年末まで徴税することとされている。ただし税率は逡減させており、本年末までは30%(注)、明76年上半年中は20%、下半年中は10%と定められている。

(注) ただし政府は、上期措置に必要な立法措置が講じられるまでの暫定措置として、全輸入自動車に対しC I F 建て価格の50%を特別自動車税として徴収することとしている。

◇オーストリア、総選挙を実施

1. オーストリア国民議会選挙は10月5日実施され(有権者数502万、投票率92.8%)、クライスキー首相の率いる社会党が、前回選挙(71年)と同様、議席の過半数を確保し、引き続き政権を担当することとなった。選挙後、同首相は、当分の間内閣改造を行わない旨、表明している。

2. 最終開票結果は次のとおり(カッコ内は前回)。

		議席数	得票率(%)
社	会	93 (93)	50.4(50.0)
国	民	80 (80)	43.0(43.1)
自	由	10 (10)	5.4(5.5)
共	産	0 (0)	1.2(1.4)
計		183 (183)	100.0(100.0)

◇アイルランド、自主的賃金凍結の実施

アイルランドでは9月25日、向こう3ヵ月間の賃金凍結(pay pause)を実施する旨の合意が労使間において成立した。本措置はかねて政府より自主的な賃上げ抑制を要請されてきたことから6月末に実施された政府のインフレ対策(7月号「要録」参照)奏効により8月の消費者物価が5月比落込んだ(-0.8%、過去12年間で初めて)時機をとらえて実施されることとなったものである。

◇ポルトガル、ポルトガル銀行新総裁を決定

ポルトガル政府は10月10日、ポルトガル銀行総裁にシルバ・ロペス元蔵相を任命した。

なお同行総裁のポストは、本年初にジャシント・スネス前総裁が辞任後、空席のままになっていたものである。

◇南アフリカ、自主的価格・所得契約を実施

南アフリカ政府は10月7日、労使との3者間で「自主的価格・所得契約(voluntary prices and incomes pact)」(期間は10月1日から6ヵ月)を締結した旨明らかにした。同国では、9月のランド切下げ(10月号「要録」参照)に際し、国内物価対策の実施が必要とされ本件もその一環として検討されていたものである。

本契約に基づく政府・労使3者間の合意事項は次のとおり。

- (1) 労働組合は、75年10月1日から76年3月31日までの間、総ての賃金・俸給の引上げ額を生計費上昇分の70%以内にとどめることに同意する(ただし別途定める最低生活水準以下の労働者層は対象外)。
- (2) 企業は、粗利益(税・金利支出控除前)の対総資本比率が15%を上回る場合、コストの価格転嫁許容限度をコスト増加分の70%と定めることに同意する。
- (3) 政府は、財政支出の削減を図るとともに、マネー・サプライの増加を抑制するよう努める。

アジアおよび大洋州諸国

◇産油各国、原油価格を引上げ

サウジアラビア、イラン、クウェート、アブダビ等のペルシャ湾岸産油国およびインドネシアは、10月上・中旬あいついで原油価格を引き上げ、10月1日にさかのぼって適用する旨を発表した。今次引上げは9月のOPEC閣僚会議の決定(標準油種でバレル当たり10.46ドルから11.51ドルに10.0%引上げ、10月号「要録」参照)に伴うものであるが、価格の割高感が強い高品質油種(アラビアン・ベリー、カタール・デュカンなど)については、最近の石油需給状況にかんがみ、輸出量確保の見地から各国とも引上げ幅を10%以下に抑えており、とくにインドネシア・ミナス原油は中国産原油との競合関係もあり、1.6%の引上げにとどまった。

こうした動きに追隨して、中国も対日原油輸出価格を10月船積み分から1.6%引き上げた。

原油価格引上げ状況

(バレル当たりドル、FOB市場価格ベース)

油種名	引上げ前	引上げ後	引上げ幅 (引上げ率)
アラビアン・ライト	10.46	11.51	1.05 (10.0%)
ヘビー	10.27	11.24	0.97 (9.5)
ミディアム	10.38	11.37	0.99 (9.5)
ベリー	11.11	11.87	0.76 (6.8)
イラニアン・ライト	10.67	11.62	0.95 (9.0)
ヘビー	10.45	11.50	1.05 (10.0)
クウェート	10.37	11.40	1.03 (10.0)
アブダビ・マーバン	10.87	11.96	1.09 (10.0)
カタール・デュカン	11.17	11.85	0.68 (6.0)
マリーン	10.80	11.66	0.86 (7.9)
インドネシア・ミナス	12.60	12.80	0.20 (1.6)
カシム	11.10	12.10	1.00 (9.0)
中国・大慶	12.10	12.30	0.20 (1.6)

◇スリランカ、農園の国有化を実施

スリランカ議会は10月14日、企業所有の農園(プランテーション)の国有化法案を可決、これを受けて政府は16日から、国有化を開始した。その概要は次のとおり。

- (1) 対象……企業(英国系87社、地場系145社)所有の農園396か所、面積約1,660平方キロ。
- (2) 補償……接収に伴う補償は、①国有化時点の資産状

態、②過去3年間の公表利益、③過去5年間の土地価格、などにより政府が査定し、スリランカ・ルピーで支払う。ただし、補償金の海外送金は認められない。

- (3) 農園の管理……国有化された土地は、土地改革委員会に帰属する。ただし、生産維持のため、経営は当面、これまでの所有者や経営者に委託する。

今回の措置は、昨年8月の個人所有農園の国有化と同様、現社会主義政権の政策の一環で、農園労働者の劣悪な労働条件を改善し、あわせて財政収入の拡大と安定をねらったものとみられている。

◇パキスタン、預金金利を引上げ

パキスタン国立銀行は10月1日から、市中預金金利を次のとおり0.5～1.75%引き上げた(単位・年利%)。

	旧	新	引上げ幅
通知預金			
7日以上29日未満	4	5	1
30日以上	4.25	6	1.75
貯蓄預金			
小切手振出ができるもの	6	6.5	0.5
〃 できないもの	7.5	8	0.5
定期預金			
3か月以上6か月未満	7.5	8	0.5
6か月 1年	8	8.5	
1年 2年	9	9.5	
2年 3年	9.5	10	
3年 4年	10	10.75	0.75
4年 5年	10.5	11.25	
5年以上	11	11.75	

今回の引上げは、①食料品、工業製品を中心とした根強い物価上昇(消費者物価、本年6月前年同月比+22.6%)の抑制、②国内経済開発のための原資確保、などをねらったものとされている。

◇イラン、リアルの対米ドル・レートを段階的に切下げ

イラン中央銀行は、最近における米ドル相場の強調を背景に、7月23日から9月18日まで6回にわたり段階的に同国通貨リアル(註)の対米ドル・レートを切下げた(合計切下げ率2.3%、新中心レートは1米ドル=68.18リアル)。

(注) リアルの対米ドル・レート変更は、本年2月のSDRリンク制(1SDR=82.2425リアル)採用後初めて。同レートはSDRの対米ドル・レートが上下各2.25%の限度を5日連続して超えた場合に変更されることとなっている。

リアル対米ドル・レート動き

(1米ドル当り・リアル)

	売り相場	買い相場	中 値	切下げ率 (通 算)
2月20日以降	66.77	66.52	66.64	% (—)
7月23日	67.02	66.77	66.90	0.4 (0.4)
27日	67.50	67.25	67.38	0.7 (1.1)
8月4日	67.85	67.60	67.73	0.5 (1.6)
9日	68.00	67.75	67.88	0.2 (1.8)
12日	68.15	67.90	68.03	0.2 (2.0)
9月18日	68.30	68.05	68.18	0.2 (2.3)

◇豪州、支払準備率を引上げ

豪州準備銀行は10月3日、商業銀行の支払準備率を11月5日以降1%引上げ6.6%とする旨発表した。

同行はすでに3回にわたり支払準備率を引き上げてきた(7月、8月、9月、各1%)が、財政の大幅払い超を背景に、銀行の流動性が引き続き高水準にある(5月26.7%、8月26.8%)ため、これが物価上昇(消費者物価、6月末前年同月比+16.9%)をさらに刺激することを警戒して、第4次引上げに踏みきったもの。

共 産 圏 諸 国

◇ハンガリー、日本と通商航海条約を締結

ハンガリー政府は10月20日、日本政府との間で通商航海条約を締結した。その骨子は次のとおり。

- (1) 関税、事業活動、出入国、旅行などについて、相互に最恵国待遇を与える。
- (2) 個人の身体・私有財産の保護、商船の出入港などについて、相互に内国民待遇および最恵国待遇を与える。
- (3) 両国は貿易の発展、経済関係の強化のため協力し、とくに科学技術に関する知識の交換利用に努力する。なお本条約締結に際し、両国は条約の運用について協議するための委員会を随時東京とブダペストで交互に開催することを取り極めた。

ハンガリーとわが国との貿易取引は、逐年拡大を示しているものの、その規模は依然小さいうえ、本年に入ってわが国の輸入急減に対し、輸出は引き続き著伸を示し、この結果ハンガリーの入超幅が急拡大していることもあって、同国はわが国に対し本条約の締結を強く要望していた。

なお、本条約の締結により、東欧諸国中、わが国との通商航海条約未締結国は東ドイツとアルバニアの2か国

を残すのみとなった。

◇中国の1974年経済指標

1. 国慶節を迎え、中国の報道機関は1964年時点と比較した1974年の生産水準を第1表のとおり発表した。なおこれらの計数は本年1月の第4期全国人民代表大会(2月号「要録」参照)で発表された計数とわずかながら相違もあり、今回発表分はその確定計数とみられる。
2. 経済導報(香港の中国政府系経済誌)の報道によれば1965年時点と比較した1974年の商品販売高等国民生活に関する指標は第2表のとおり。

(第1表)

中国の生産指標 (1974年の64年比)

食 糧 ^(注)	2.4 倍	発 電 量	3.0 倍
工業総生産額	2.95 〃	化 学 肥 料	4.5 〃
粗 鋼	2.2 〃	ト ラ ク タ ー	6.4 〃
石 油	7.6 〃	綿 糸	1.85 〃
石 炭	1.92 〃		

(注) 1949年比。

(第2表)

中国の生活関連指標(1974年の65年比増加率)

消費財総販売高	1.737倍	全国小売物価	-2.9%
砂 糖 〃	1.913 〃	〃 薬品価格	-41.6 〃
綿 布 〃	1.645 〃	農村地区工業製品小売物価	-7.4 〃
化繊織物 〃	3.1 〃	全国農産品・副業製品買上げ価格	+8.4 〃
自 転 車 〃	2.6 〃	個人貯蓄残高	2.1倍
ミ シ ン 〃	2.9 〃		
腕 時 計 〃	3.9 〃		
ラ ジ オ 〃	8.9 〃		

◇中国、75年1～8月の経済実績

中国当局の発表によれば、本年1～8月の工業生産は石油工業を中心に著しい伸びを示し、また石油パイプライン(秦皇島—北京間360km)、宝成線(陝西省宝鶏—四川省成都間680km)の鉄道電化、上海石油化学コンビナート、吉林省前郭化学工場等各種プロジェクトの建設工事推進を映じ、建設投資も大幅増加を示した由である。発表された主要計数は次表のとおり(前年同期比増加率%)。

工業総生産額	+17.3	国家建設投資額	+20以上
原油生産量	+25.5	日用工業品供給量	+10 〃
石 炭 〃	計画を超過達成	飲食・サービス業売上高	+10前後
発 電 量	+15.7		

◇北朝鮮、現行6ヵ年計画を繰上げ達成

1. 北朝鮮政府は、9月下旬、現行人民経済発展6ヵ年計画(1971～76年)が繰上げ達成された旨発表した。発表の要旨次のとおり。

(1) 本年1～8月の工業生産額が1970年の年間生産額の2.2倍(76年計画目標値)となり、計画は1年4ヵ月早く達成された(うち生産財生産額は同2.3倍、消費財生産額は同2.1倍)。この結果工業生産の年平均成長率は18.4%と計画(同14.1%)をかなり上回った。またこの間1,055のプラントが新設された。

(2) 農業部門では、すでに74年の穀物生産が7百万トン以上と2年早く計画目標(76年7～7.5百万トン)が達成されたほか、農業の機械化(注1)も大幅に進捗した。

北朝鮮の部門別生産(75年1～8月)

指 標	1976年目標 比 達成 率	1970年比
電 力	102%	1.7倍
石 炭	101	1.8
鉄 鋼	86	1.5
化 学 肥 料	109	2.0
ピ ナ ロ ン	114	3.6
塩 化 ビ ニ ール	108	3.3
工 作 機 械	111	2.4
ト ラ ク タ ー	101	8.7
自 動 車	103	2.4
セ メ ン ト	91	1.7
織 物	116	1.8
は き 物	115	2.2
水 産 物	104	1.5
食 料 品	102	2.4

(3) 国民生活では、74年の国民所得(注2)が70年比70%増、小売商品流通高が同1.8倍に増大した。また本年から11年制義務教育が完全実施された。

2. 北朝鮮では、昨年2月朝鮮労働党創立30周年にあたる本年10月を目標に、現行6ヵ年計画を繰上げ達成することを決定、増産運動を展開してきた。今回の発表について西側では繰上げ目標より2ヵ月も早く計画が達成されたこと、総じて消費財の達成率が高く国民生活向上への配慮がうかがわれること、などの点は評価されるが、鉄鋼、セメント等基幹部門の不振は問題とみる向きが多い。

(注1) 脱穀・田畑のすき返し、飼料の粉碎、運搬作業は100%達成、田植え、草取り、取入れは55～92%。

(注2) 本年4月開催された最高人民会議において74年の1人当り国民所得が1,000ドルを超えた旨報告されている。

◇北ベトナム、日本からの無償援助決まる

北ベトナム、日本両国政府は10月11日、ハノイで無償援助に関する交換公文に調印した。これにより日本政府は76年3月末までに、85億円を限度として北ベトナムに対し戦後復興のため無償の商品援助(農業、公共事業等に必要な機材)を行うこととなった。

北ベトナムと日本は、さる48年9月に国交を樹立しており、インドシナ情勢の急変もあって今回の調印に至ったもの。

なお、北ベトナム政府は明年から戦後復興のため新5ヵ年計画に着手する予定で、10月末ソ連との間で広範な関係強化を約した共同宣言、経済援助協定などに調印し、同計画に対しソ連から借款供与を含む援助の約束をとりつけたと伝えられるが、その内容は不明である。